

施設サービス利用料金表 <<第4段階>>

<<表1>>基本料金 ※介護保険の自己負担額 (1日あたりの金額)

施設サービス費(Ⅱ)	負担割合 該当区分	1割		2割		3割	
		従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
	要介護1	808円	893円	1,615円	1,786円	2,423円	2,679円
要介護2	885円	972円	1,769円	1,944円	2,653円	2,916円	
要介護3	951円	1,041円	1,901円	2,081円	2,852円	3,121円	
要介護4	1,011円	1,100円	2,021円	2,200円	3,031円	3,300円	
要介護5	1,072円	1,159円	2,143円	2,318円	3,214円	3,477円	

<<表2>>その他の加算料金(毎月必ず請求が発生する加算項目)

	1割		2割		3割		備考
	1日あたりの金額	1ヶ月あたりの金額(31日計算)	1日あたりの金額	1ヶ月あたりの金額(31日計算)	1日あたりの金額	1ヶ月あたりの金額(31日計算)	
夜勤職員配置加算	26円	806円	52円	1,612円	77円	2,387円	夜勤を行う看護、介護職員を一定の基準で配置している
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円	744円	47円	1,457円	71円	2,201円	介護職員の資格等基準に対しての体制加算
栄養マネジメント強化加算	12円	372円	24円	744円	36円	1,116円	管理栄養士の配置割合を満たしていること。入所ごとに栄養状態等の情報を厚生労働省に提出していること
※1科学的介護推進加算		64円		128円		192円	入所ごとに心身の状況等に係る基本的な情報と疾病の状況等、服薬情報等を厚生労働省に提出していること
※2 介護職員処遇改善加算	自己負担の3.9%増し						介護職員の処遇改善に対する加算
※3 介護職員等特定処遇改善加算	自己負担の2.1%増し						経験や技能のある特定の介護職員の処遇改善に対する加算
※4 介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担の0.8%増し						介護職員の賃金改善等をおこなっているものに対する加算

<<表3>>介護保険以外のその他利用料金

項目	1日あたり	備考	
居住費	個室	1,800円	
	2人部屋	750円	居住環境に応じて、施設が提供する「光熱費」と「基本的室料」相当の金額 (※個室利用については、別途室料が発生する場合がございますので、担当相談員にご確認ください)
	4人部屋	750円	
室料	個室	5,500円	
	特室	8,800円	特別な療養室料(税込金額)
食費	1,800円	「食材料費」と「調理費」の範囲が全額自己負担になります	
その他	日用品費(A)	250円	ポリデント/歯磨き粉/歯ブラシ/BOXティッシュ/ウエットティッシュ/タオル等
	日用品費(B)	200円	歯磨き粉/歯ブラシ/BOXティッシュ/ウエットティッシュ/タオル等
	教養娯楽費	実施回数分	個別的に行う行事、クラブ活動(書道・華道・茶道・その他)等の材料費など
	文書料	実費	証明書及び診断書等を作成した場合(紹介状、診療情報提供書を除く)
	電気代	実費	個別的に電化製品をお持ちいただく場合にはご相談ください。別途契約が必要になります。
	予防接種代	実費	インフルエンザ予防接種・肺炎球菌ワクチン接種などの接種費用
	理美容代	実費	ご希望に合わせて、1~2ヶ月に1回のペースで実施 (外部委託業者との直接契約になります)
	訪問歯科診療費	実費	訪問歯科による診療費 (外部委託業者との直接契約になります)
	私物洗濯代	実費	外部洗濯業者との直接契約に基づき利用する場合、(別途資料あり)
	テレビカード	1,000円	1枚で約10時間使用可能

※1日あたりの施設利用料(第4段階) ※以下の料金は、目安となるものであり、決まった金額ではありません

要介護度	1割		2割		3割		内訳	備考
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室		
1	10,220円	3,755円	11,088円	4,709円	11,957円	5,663円	※介護保険の1割負担分(表1、表2) ※居住費 ※食費 ※室料(従来型個室のみ) ※日用品費(A)	・②の※1科学的介護推進加算・※2介護職員処遇改善加算・※3介護職員等特定処遇改善加算・※4介護職員等ベースアップ等支援加算・教養娯楽費・別紙③の加算は左記には含まれておりません。 ・非課税世帯・生活保護の方などには、収入の段階に応じて減免をご案内できます。 ・減免には原則「介護保険負担限度額認定証」が必要です。ご希望の方は市町村に申請し、施設に提示が必要です。その他「高額介護サービス費」制度の活用も可能です。
2	10,297円	3,834円	11,242円	4,867円	12,187円	5,900円		
3	10,363円	3,903円	11,374円	5,004円	12,386円	6,105円		
4	10,423円	3,962円	11,494円	5,123円	12,565円	6,284円		
5	10,484円	4,021円	11,616円	5,241円	12,748円	6,461円		

* 感染症や精神症状など、医師の判断で個室利用する場合は、1ヶ月間多床室の居住費と同額で利用できます。

※料金表に関する注意事項

- ①<<表1>><<表2>>及び<<別紙1>>については、端数処理をしておりますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。
- ②<<表2>>その他の料金の※2介護職員処遇改善加算・※3介護職員等特定処遇改善加算・※4介護職員等ベースアップ等支援加算については、<<表1>><<表2>>及び<<別紙1>>のサービス内容により自己負担の金額が変わる場合があります。
- ③利用料金表は、一般的な方を基準に作成しています。
- ④非課税世帯及び生活保護の方などについては、収入の段階に応じて減免料金をご案内致します。

※料金等について、ご不明な点がございましたら、支援相談員までお気軽にご相談ください。(TEL:042-654-5511)

《別紙1》その他の加算料金 ※サービスを提供した場合に請求が発生する加算項目

	内 容	金 額			備 考
		1割負担	2割負担	3割負担	
1月につき	リハビリテーション マネジメント計画書情報 加算	30円	71円	106円	入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報を有効な実施のために必要な情報として活用していること。
	自立支援推進加算	321円	641円	962円	自立支援の為に医学的評価を行い、6か月ごとに評価を見直す。医学的評価の結果、必要に応じて、自立支援に係る支援計画を策定し、3か月ごとに見直し、支援計画に沿ったケアの実施を行う。評価の結果、を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。
	経口維持加算(Ⅰ)	428円	855円	1,282円	著しい摂食障害のある方で栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口摂取を維持するための経口維持計画を作成し実施した場合(原則6月以内、場合により継続)
	経口維持加算(Ⅱ)	107円	214円	321円	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、経口による継続的な食事の摂取を支援する為の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合(原則6月以内、場合により継続)
	褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ)	4円	7円	10円	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行いその評価結果等を厚生労働省に提出していること。また、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成、見直しを行っていること。
	褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	14円	28円	42円	(Ⅰ)に加えて施設内褥瘡が発生しないこと
	排せつ支援加算(Ⅰ)	11円	22円	32円	排せつに介護を要する入所者等施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
	排せつ支援加算(Ⅱ)	16円	32円	48円	(Ⅰ)に加えて排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
	排せつ支援加算(Ⅲ)	22円	43円	64円	(Ⅰ)に加えて排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつおむつ使用ありから使用なしに改善していること
	口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	97円	193円	289円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合 (1月あたり)
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	118円	235円	353円	(Ⅰ)に加えて厚生労働省にデータを提出していること。	
1日につき	初期加算	32円	64円	96円	入所日から30日間のみ (全入所者対象) ※30日以上入院後に再入所も同様
	短期集中リハビリ 実施加算	257円	513円	769円	入所日から3ヶ月以内に集中的に行うリハビリテーションを受けた場合
	認知症短期集中 リハビリ加算	257円	513円	769円	認知症の方に対し医師の指示により短期集中的なりハビリテーションを受けた場合
	若年性認知症 入所者受入加算	129円	257円	385円	若年性認知症入所者(第2号被保険者)を受け入れた場合
	外泊時費用	387円	774円	1,160円	自宅などへ外泊をされた場合 (丸6日限度) ※外泊初日及び最終日は含まれません。
	ターミナルケア加算 (死亡日)	1,763円	3,525円	5,287円	
	ターミナルケア加算 (死亡日前日 及び前々日)	876円	1,752円	2,628円	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者について、その人らしさを尊重した看取りが行えるよう支援し、入所者又はその家族の同意を得て、入所者のターミナルに係る計画が作成されている場合
	ターミナルケア加算 (4日以前30日以内)	171円	342円	513円	
	ターミナルケア加算 (31日以前45日以内)	86円	171円	257円	
	経口移行加算	30円	60円	90円	経管栄養の方の経口摂取への移行をするための、経口移行計画の作成及び栄養管理を行う場合(原則180日間まで)
身体拘束廃止 未実施減算	基本料金に対し90%に減算			身体拘束等を行うにあたり、記録をしていない場合	

	内 容	金 額			備 考
		1割負担	2割負担	3割負担	
1日につき	緊急時施設療養費	554円	1,107円	1,660円	病状が著しく悪化し、緊急的に治療管理を行った場合。月1回連続3日まで算定。
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	256円	511円	766円	肺炎、尿路感染症等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理を行った場合(連続7日間を限度)
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	513円	1,026円	1,538円	診断根拠のある肺炎、尿路感染症等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理を行った場合(連続10日間を限度)
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4円	7円	10円	認知症の入所者の受入れている割合が一定以上の基準を満たしており、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者が、チームとしてケアを実施している場合
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5円	9円	13円	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たしており、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し、研修計画の作成認知症ケアの指導等を実施している場合
	在宅復帰・在宅支援機能加算(Ⅱ)	50円	99円	148円	在宅復帰・在宅支援指数が70以上の場合(在宅強化型)の場合
	認知症行動・心理症緊急対応加算	214円	428円	641円	「認知症の行動・心理症状」が認められた在宅の利用者が一時的に入所した場合
その他の加算項目	安全対策体制加算	22円	43円	64円	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所初日に限り算定)
	療養食加算	7円	13円	20円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合(1食につき)(1日につき3回限度)
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	481円	962円	1,442円	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療の方針の決定を行った場合(1回限度)。
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	513円	1,026円	1,538円	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療の方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
	試行的退所時指導加算	428円	855円	1,282円	退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合(3ヶ月の間に限り、1月に1回)
	退所時情報提供加算	534円	1,068円	1,602円	自宅への退所時、主治医に診療情報を提供した場合(退所時に1回)
	入退所前連携加算(Ⅰ)	641円	1,282円	1,923円	居宅への退所時に居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの等の利用方針を定め、居宅支援事業者に対し、必要な情報を提供し、連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(1回あたり)
	入退所前連携加算(Ⅱ)	428円	855円	1,282円	居宅への退所時に居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービスの等の利用方針を定めた場合(1回あたり)
	訪問看護指示加算	321円	641円	962円	自宅への退所時に施設の医師が訪問看護指示書を交付した場合(退所時に1回)
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	107円	214円	321円	当該入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に主治医に報告し、その内容を診療録に記載した場合に1回を限度として算定(1回あたり)
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	257円	513円	769円	(Ⅰ)に加えて入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	107円	214円	321円	(Ⅰ)と(Ⅱ)に加えて6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、介護老人保健施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させること
	再入所時栄養連携加算	214円	428円	641円	病院または診療所の管理栄養士と連携し、再入所時に栄養ケア計画を管理栄養士が作成した場合
	認知症情報提供加算	374円	748円	1,122円	認知症疾患医療センター等への紹介を行った場合(退所時に1回)
地域連携診療計画情報提供加算	321円	641円	962円	保険医療機関からの診療計画に基づき療養を提供し、かつ紹介元の保険医療機関に情報提供した場合(入所時に1回限度)	
1回につき					